



2025 年 6 月 3 日

各 位

会社名 清鋼材株式会社
(コード番号 3448 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 星野 陽一
問合せ先 取 締 役 山本 正人
TEL 025-553-0121
URL <https://www.suga-steel.com/>

定款一部変更に関するお知らせについて

当社は、2025 年 6 月 3 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 59 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を上程することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社としておりましたが、監査役会設置会社を廃止いたします。これに伴い、監査役会設置会社廃止への移行に必要な規定の変更を行います。
- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>(削除)</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監 査 役
<u>(常勤の監査役)</u> 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	<u>(削除)</u>
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	<u>(削除)</u>

現行定款	変更案
<u>(監査役会規則)</u> 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	<u>(削除)</u>
第 34 条～第 39 条 (条文省略)	第 31 条～第 36 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2025 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日：2025 年 6 月 26 日

以 上